

回覧

鎌地共第1713号
令和6年(2024年)1月

自治会町内会長 様

鎌倉市共生共創部地域共生課長
(鎌倉市消費生活センター長)

「見守り新鮮情報」の回覧について(依頼)

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より消費者行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本課では、消費生活に関する最新の手口やトラブル事例をいち早くお伝えするため、独立行政法人国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」をお届けしています。

今回お送りします「訪問購入」に関する相談は近頃増加しており、家に入れてしまうと家の中を物色され、怖くなって次々と買い取りにに応じてしまうものです。このような事業者は決して家に入れないう、自治会町内会の会員の皆様への周知啓発のため、回覧に御協力をお願いいたします。

また、裏面のとおり、消費生活トラブルの実例等をお話する「消費生活出前講座」を行っています。自治会町内会でお集まりの際などに、ぜひ御活用ください。

【事務担当】

消費生活担当 嶋、久野

TEL : 0467-23-3000 (内線 2359)

鎌倉市

消費生活出前講座

消費者被害に遭わないための無料講座です

消費生活トラブルの実例や、消費者被害に遭わないポイントなどを消費生活センター相談員がわかりやすくお話しする「消費生活出前講座」を実施しています。
地域包括支援センター、自治会町内会、PTAの研修などニーズに合わせて、無料で講師を派遣します。

講座テーマ例

最近の悪質商法の手口は？対処法は？

もし消費者トラブルに遭ったら…

身近な高齢者や障害者の方のトラブルが心配！見守りのポイントを知りたい。

クーリング・オフってどんな仕組みなの？

日時 概ね60分から120分程度で、できる限りご希望に合わせて講師を派遣します。

対象 市内の各種団体

場所 会場の確保をお願いします。費用はご負担ください。

人数 10人程度の集まりから大人数まで、ご相談ください。

※まずは、お電話(0467-61-3803)にて、事前相談をお願いします。

鎌倉市地域共生課消費生活担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

TEL : 0467-61-3803

FAX : 0467-23-3445

Mail : seikatu@city.kamakura.kanagawa.jp

令和6年(2024年)1月

自治会町内会会員各位

鎌倉市地域共生課
(鎌倉市消費生活センター)

消費者トラブルに関する注意喚起について

日頃から、消費者行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

消費生活に関する最新の手口やトラブル事例をいち早くお伝えするため、独立行政法人国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」をお届けします。御家族や知人へお知らせいただくなど、消費者トラブルの予防や早期発見、拡大防止のために御活用ください。

なお、独立行政法人国民生活センターでは、「見守り新鮮情報」のメール配信も行っています。お申込みについては右記QRコードから御確認ください。



消費生活センターは、消費者と事業者との間に起きた消費生活に関するトラブルについて、中立・公正な立場で解決を図る窓口です。

- ・「お試し」「1回だけ」のつもりで申し込んだが定期購入になっていた
 - ・ネットで買い物したが、商品が届かず連絡もできなくなった
 - ・トイレが詰まり慌てて修理を依頼したら、思いがけず高額だった
- など、困ったことや不審なことがございましたら、鎌倉市消費生活センターへお気軽に御相談ください。

鎌倉市
消費生活センターへ
ご相談ください

鎌倉市役所本庁舎1階44番窓口
0467-24-0077(直通)

- 【対象者】 鎌倉市内に在住、在勤、在学の方
- 【相談日】 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)
- 【相談時間】 午前9時30分から午後4時まで
- 【相談方法】 電話または来所

土日祝日のご相談は、
消費者ホットライン
(局番なし)188へ

メールでの相談は、
かながわ中央
消費生活センターへ



見守り 新鮮情報

年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「**貴金属はないか**」と強く言われ、用意していた洋服は車に放り込まれた。

怖くなって、亡く

なった夫の**金歯**や**ネックレス**などを探して渡してしまった。それらを探している間に、**買取書**のチェック欄に**勝手に記入**され、近くに置いていた印鑑で**捺印**までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。
(70歳代)

貴金属はないか?



貴金属の 買い取りが目的!? 強引な訪問購入に注意

ひとこと助言

売るつもりがなければ
見せないで!



見守るくん

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。